

基本テーマ	重点目標	取組	実績
1 暴力を許さない社会づくり	1 基本計画の取組の推進及び評価	①県基本計画の取組の推進及び評価	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年2月5日長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会を開催し、第5次基本計画の取組状況の評価を行った。【児童相談・養育支援室】
	2 暴力を許さない社会の実現のための啓発の強化 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">主要</div>	①DV防止に係る普及啓発の推進 ②教育現場における指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> 関連機関へ啓発資料の送付、県庁内にポスター掲示。【人権・男女共同参画課】 出前講座 1回実施（会場19名）（長野市2回に分けて）【女性相談支援センター】 「子ども性被害防止教育キャラバン隊」で「デートDV」等をテーマに講義を実施した。（対象計131校）【教育委員会】 教職員を対象とした性に関する指導研修会で、指導主事から、デートDVを教材とした指導を含む生命（いのち）の安全教育について行政説明を行った。（参加者167名）【教育委員会】
	3 関係機関の連携による支援体制の整備 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">主要</div>	①配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携強化 ②県域・圏域のネットワーク強化 ③県域を越えた広域的な連携 ④関連する地域ネットワークとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 各地域児童虐待・配偶者等暴力防止広域ネットワーク会議を実地開催し、連携を図った。【保健福祉事務所】 長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会及び講演会を開催し、課題の共有化及び連携強化を図った。【児童相談・養育支援室】 全国婦人保護施設等指導員研究協議会への参加【女性相談支援センター】 市町村に対して、要保護児童対策地域協議会実務者会議が未開催であれば開催を働きかけ、必要に応じて個別ケース検討会議の開催を呼びかけて関係機関と情報共有し、対応の連携を図った。【児童相談所】
2 相談体制の充実	1 相談機関の充実	①専門研修の充実 ②組織的対応の推進 ③苦情解決体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 「女性相談担当者支援研修」を2回開催した。【男女共同参画センター】 教職員、スクールカウンセラー等を対象に、「生命の安全教育」をはじめとした、子どもたちが性暴力の加害者にも被害者にもならないための取組や支援について学ぶ研修会を実施。【教育委員会】 相談内容に応じ複数職員で対応している。女性相談員不在時に他の職員が対応できるようマニュアルを整備し周知。【保健福祉事務所】 苦情受付担当者を福祉係長と定め、寄せられた意見や苦情に速やかに対応するよう努めている。【保健福祉事務所】
	2 市町村の相談体制強化への支援 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">主要</div>	①市町村基本計画の策定に向けた支援 ②市町村の相談体制強化への支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの要望に応じ、計画の策定に当たっての情報提供や助言等を行った。【保健福祉事務所】 各地域児童虐待・DV防止連絡協議会において、市町村や関係機関との相談体制強化について情報交換を行った。【保健福祉事務所】 各圏域のDV防止ネットワーク会議へ参加。女性保護事業を理解するための情報提供や女性相談員配置の働きかけを行った。【女性相談支援センター】
	3 外国人・男性被害者等への対応の充実	①外国語による情報提供及び通訳者確保のための体制整備 ②男性被害者への対応の充実 ③障がい者、高齢者への対応の連携強化 ④若年者、性的マイノリティへの支援の体制づくり ⑤暴力加害者に対応する体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> DVに関する外国語リーフレット（7か国語）をホームページに掲載して周知している。【児童相談・養育支援室】 長野県多文化共生相談センターにおいて、15言語以上による相談対応を実施。（日本語を含む）【多文化共生・パスポート室】 男性からの相談があれば、必要に応じ福祉係長または男性職員が対応。【保健福祉事務所】 障害者総合相談支援センターや高齢者担当部署の関係機関と連携し、対応している。【保健福祉事務所】 「人権教育講師派遣事業」で当事者を講師として、県内9校に派遣。【教育委員会】 事件化を含め加害者に対する指導警告を積極的に推進している、対応件数938件のうち加害者指導（事件含む）846件、保護命令対応8件【警察】
	4 性暴力被害者への支援	①性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携による支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> 「りんどうハートなごの」や関係機関と連携を図り、二次被害防止と被害者への支援を強化する。【保健福祉事務所】
3 強化 保護体制	1 相談・通報に迅速・的確に対応するための体制整備	①相談・通報に迅速に対応するための体制の整備 ②様々な被害者に対応できる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 各地域児童虐待・DV防止連絡協議会を開催し、市町村との連絡体制や相談・通報に関する連携について確認。【保健福祉事務所】 女性相談員等研修会にて事例検討実施。所内の対応困難ケースは随時ケース検討実施。【女性相談支援センター】
	2 一時保護体制の充実	①県の一時保護施設の充実 ②一時保護委託施設の確保 ③苦情解決体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 同伴児童対応指導員を女性相談センターに配置するための予算を確保。【児童相談・養育支援室】 児童相談所の心理職員（兼務）及び心理嘱託員を女性相談センターに配置。【児童相談・養育支援室】 16施設（母子生活支援施設3、障害支援施設2、介護保険施設1、児童養護施設6、老人福祉施設2、その他2）と委託契約、男性利用可能な施設も確保。女性相談員等研修会に委託施設職員も含め資質向上に努めている。【女性相談支援センター】
4 自立支援の強化	1 被害者の状況に応じた個別支援	①被害者の安全及び心身の安定に対する支援の充実 ②各種手続等に関する支援の充実 ③住宅確保のための支援の充実 ④長期的な入所が可能な施設を利用した支援の充実 ⑤経済的支援の充実 ⑥就業支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 対応件数938件のうち保護命令説明70件、保護命令対応8件、援助申出受理236件。保護命令制度の丁寧な説明に留意している。【警察】 市町村等関係機関と連携し、被害者の各種手続等に行き届いた支援を行った。【女性相談支援センター】 県営住宅のDV枠利用については、住宅担当課と連携し迅速な情報提供や手続きに努めている。【保健福祉事務所】 被害者の意向に基づいて、母子自立支援施設等利用の情報提供。入所後も施設と連携を図り、自立に向けた支援を行った。【保健福祉事務所】 ハローワークや母子就業支援員、求人開拓員等と連携し、企業の求人や資格講座等について情報提供をしている。【保健福祉事務所】
	2 子どもへの支援	①子どもの心のケアの充実 ②区域外入所・就学等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、カウンセリングが行えるよう臨床心理士の確保をした。特別非常勤職員の小児科医と連携している。【女性相談支援センター】 支援会議等により市町村担当課と連携を図り、就学や広域保育が適切に行えるよう対応している。【保健福祉事務所】
	3 関係機関との連携による被害者等の安全確保及び情報管理の徹底	①警察との連携による安全確保 ②司法機関との連携による安全確保 ③保育所・幼稚園・学校等との連携による安全確保 ④被害者等の情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークや母子就業支援員、求人開拓員等と連携し、企業の求人や資格講座等について情報提供をしている。【保健福祉事務所】 対応件数938件のうち関係機関への連絡673件。公費負担制度による避難先の確保、関係機関との連携を重視した対応。【警察】 同伴する児童がいる場合、年齢に応じて保育所・幼稚園・児童相談所・学校等と情報連携しながら、同じ支援方針に基づき対応するように努めている。【保健福祉事務所】 市町村担当者会議において情報管理に留意するよう伝達。関係各者間の情報のやりとりにはパスワードを必ず設定する、紙媒体への印刷は行わない等情報管理を徹底した。【児童相談・養育支援室】